

市ヶ尾禅当寺少年野球部 会 則

草 案：2001年12月20日

初 版：2002年 2月 1日

第2版：2003年 2月 1日

第3版：2003年11月 1日



市ヶ尾禅当寺少年野球部

< 目 次 >

第 1 章 総則	P . 1
第 2 章 会員	P . 2
第 3 章 組織及び運営	P . 3
第 4 章 会議	P . 5
第 5 章 責任と保証	P . 6
第 6 章 会計	P . 7
附則	P . 7

第1章 総則

第1条 本会は「市ヶ尾禅当寺少年野球部（通称：禅当寺）」と呼称する。

第2条 本会はスポーツを愛する少年・少女が、野球を通じて、心身の健全なる発育を計ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するために、次の活動を行う。

- (1) 技能及び健やかな心身の向上の為、定期的な練習活動を行う。
- (2) 所属団体、もしくは上位所属団体が開催・参加する各種イベント（試合・催事等）に積極的に参加する。
- (3) 少年少女の健康を維持するための救護活動と、健康増進の為の研究を行う。

第4条 本会に、役員会を設置する。役員会については、細則で定める。

< 余白 >

第2章 会員

第5条 会員は次により構成される。

- (1) 正会員 市ヶ尾禅当寺少年野球部に所属する、少年・少女の保護者。
- (2) 名誉会員 過去に正会員だった者が、役員会により推薦され、総会によって承認された者。
- (2) 選手会員 市ヶ尾禅当寺少年野球部に所属する幼稚園年中以上、小学校最高学年までの少年・少女。
- (3) OB選手会員 過去に市ヶ尾禅当寺少年野球部に所属し、本会の活動を援助する少年・少女。
- (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、その活動を援助する個人。
- (5) コーチ団 常勤・非常勤の監督・コーチ・審判及びスコアラーを言い、他の会員との兼任が認められる。

第6条 入会は、次の通り行われる。

- (1) 正会員・選手会員は、次の手続きにて入会する。
 - (ア) 選手会員は、その保護者の同意を得ていることが必要である。
 - (イ) 選手会員の入会と同時に、その保護者は正会員とならなければならない。
 - (ウ) 入会許可を受けた選手会員は、直ちに部規定のユニフォームを自己負担で用意する。(貸与可能な予備がある場合は除く)
 - (エ) 入会許可を受けた選手会員は、直ちに本会規定のスポーツ障害保険に加入する。
- (2) 賛助会員・OB選手会員は、役員会の承認を経て入会する。
- (3) コーチ団は、役員会の承認を受けて、入会する。

第7条 退会は、次の通り行われる。

- (1) やむを得ぬ事情により退会する場合は、選手会員はその正会員と共に、退会届けを提出して退会する。
- (2) 次の事由による場合は、役員会の議決により、選手会員、正会員に対して、警告、謹慎、退会をさせることが出来る。
 - (ア) 本会に非協力である。
 - (イ) 本会の指導方針を理解せず、むやみに非難、中傷を行う。
 - (ウ) 本会の趣旨、目的に反する行為または、秩序を乱す行為を行う。
 - (エ) 正当な理由なく、会費を滞納する。
- (3) 退会手続きは、退会届を会長に提出する。
- (4) 退会時は、背番号、貸与されたユニフォーム等は、すみやかに返却する。

第3章 組織及び運営

第8条 本会に次の役員会及び父母会を置き、それぞれ担当役員を設置する。

役員会

- (1) 代表 1名
- (2) 会長 1名
- (4) 監査役 1名ないし2名

父母会

- (1) 事務局 1名
- (2) 配車担当 1名
- (3) 日程担当 1名
- (4) 会計担当 1名ないし2名
- (5) 庶務担当 複数名

第9条 役員会及び父母会の職掌は次の通りとする。

役員会

- (1) 本会所有及び利用の、施設・設備等の維持管理と運営資金の援助。
- (2) コーチ団の確保・養成・援助活動。
- (3) 対外・対内の連絡・交渉・広報・交流活動。
- (4) 所属団体、もしくは上位所属団体が開催・参加する各種イベント（試合・催事等）への参加管理。

父母会

- (5) スポーツ障害保険への加入と運営。
- (6) 会の慰労・感謝を込めた催事の開催。
- (7) その他、本会の目的達成の為に必要な事項。

第10条 役員職掌は次の通りとする。

- (1) 代表は、本会を代表し主に対外的な会務を掌握する。
- (2) 会長は、役員会を組織し、役員会の決議に基づき父母会及び会の運営に当たり、重要事項を審議決定しこれを執行する。
- (3) 監査役は、会計監査及び、本会の運営が会則に則っており、社会的にも適合していることを監査する。
- (4) 事務局は、各チーム（AないしB）内の、諸事を処理し円滑なチーム運営に努める。
- (5) 配車担当は、選手・コーチ団の移動に関する調整を行う。

- (6) 日程担当は、練習・試合・催事の日程調整及び、関係当番アサインを行う。
- (7) 会計担当は、本会の会計事務全般を担当する。
- (8) 庶務担当は、本会の運営に関する各種活動のリーダーを担当する。

第 1 1 条 役員は、正会員の中から次の方法により選出する。

- (1) 代表は、会員の直接投票により選出する。
- (2) 会長は、当該年度に小学校最高学年となる選手会員の保護者である正会員の中から互選により推薦され、総会で承認される。
- (3) 監査役は、会員の直接投票により選出する。
- (4) 事務局及びその他の担当役員は、各チーム（ A ないし B ）内でそれぞれ互選される。
- (5) B チームが、年度の途中から編成される場合、若しくは編成解除となる場合は、都度父母会を再編成する。

第 1 2 条 本会の役員の任期は次の通りとする。

- (1) 代表は、1 期 3 年として再任を妨げない。
- (2) 会長及びその他役員は、1 期 1 年度とする。また、再任は妨げないが、連続 2 期を越えないものとする。ただし、会長が 2 期目を就任する場合は、第 1 1 条 (2) 項の適用はされない。
- (3) 役員に特別な事情がある場合は、その任期中であっても総会の了承を得て辞任することが出来る。
- (4) 欠員の補充に関しては、役員会の判断に委ねる。補充する場合のその任期は、前任者の残任期間とする。

< 余白 >

第13条 総会を、本会の最高決定機関とする。次の運営に関する事項を審議決定する。

- (1) 活動計画
- (2) 決算及び予算（会費等の金額決定も含まれる）
- (3) 役員承認
- (4) 会則等の改正
- (5) その他本会の目的達成の為に必要な事項。

第14条 総会は次の通り開催される。

- (1) 年1回（1月）会長が招集し、正会員の3分の2の出席（委任状を含む）によって成立する。
- (2) 総会の議決は、出席者の過半数による。
- (3) 臨時総会は、役員会の決議もしくは、全正会員の3分の1の請求によって、会長が招集する。

第15条 役員会総会（役員会＋父母会）は、次の通り開催される。

- (1) 年2回以上会長が招集する。
- (2) 役員過半数が役員会総会の開催を請求した場合は、会長はこれを招集しなければならない。
- (3) 役員会総会は、役員5分の4の出席で成立する。
- (4) 役員会総会の議決は、出席者の過半数によって決定する。
- (5) 役員会総会は、本会則第1章に定める活動並びに、本会の予算・決算についての責を負い、執行の任にあたる。
- (6) 役員会総会は、本会則第3条及び第9条に定める活動を行うために、特設のチームを設けることが出来る。特設のチームの規定は別に定める。

第16条 常任役員会は、会長・事務局・会計担当で構成され、次の事項に関する提案と執行にあたる。

- (1) 役員会の管理・運営。
- (2) 試合等の活動に関する文書の作成。
- (3) 予算案・決算報告書の作成。
- (4) その他役員会の委嘱による本会の活動。

第5章 責任と保証

第17条 練習、試合中の事故については次の通り定める。

- (1) 練習、試合中に関しては、十分自らの注意により、事故を未然に防ぐ努力を行うものとする。また、正会員は選手会員を事故から未然に防ぐ努力と、事故後の適切な対応を行うものとする。
- (2) 選手会員、コーチ団の事故については、本会規定のスポーツ障害保険の範囲で、その損害を保証する。
- (3) 上記を含め他会員の被害に対して、本会は金銭的な保証は行わない。

第18条 移動に関する責任と保証は次の通り。

- (1) 善良な好意による、選手会員等への移動車両の提供と運転を行う会員は、自賠責保険及び搭乗者に関する障害保険が、十分かけられていることを保証する。また、その運転に際しては、十分な法規遵守に勤めることとする。
- (2) 提供された移動車両に同乗する会員は、万一の事故に際しても、重大な故意による過失出ない場合は、その提供者への責任を問わないものとする。
- (3) 公的機関の援助する、ボランティア保険の加入・適用を行う。

< 余白 >

第19条 本会の経費は、会費及びその他の収入によって支弁する。

- (1) 会費は次の通り定める。
2,000円/選手会員/月
- (2) 寄付その他は、受け入れる。
- (3) 会費の金額変更は、総会決議事項とする。

第20条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第21条 会計監査は、毎年1回以上監査役により行われる。

附則

- 1. 本会則は、2002年2月1日より施行する。
- 2. 第11条の役員選出は、2002年1月の総会より適用する。
- 3. 第19条(1)は、2003年1月の総会にて改訂された。
- 4. 第8条から第12条及び第15条・第16条は、2003年11月の臨時総会で改訂された。

< 余白 >